

(会議録と一部異なる部分があります。)
平成 27 年第 1 回設楽町議会臨時会会議録

平成 27 年 4 月 6 日午後 1 時 00 分、第 1 回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊 勲 | 6 村松 修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤 武 | 9 熊谷 勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋 浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 1 号
専決処分の承認について
日程第 5 承認第 2 号
専決処分の報告について
日程第 6 議案第 50 号
平成 27 年度設楽町一般会計補正予算 (第 1 号)

会 議 録

開会 午後 1 時 30 分

議長 皆さんこんにちは。午前中は入学式で、各小学校へ御苦労さまでございました。臨時議会であります。定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達していますので、平成 27 年第 1 回設楽町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。はじめに、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 本日、議員各位におかれましては、年度当初、さらに設楽町議会議員選挙を間近に控え、誠にご多用のところ、急きよ、臨時会を招集させていただいたにもかかわらず、全員の方々の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また本日は、それぞれ町内小学校の入学式に御臨席をたまわり、22 名の新 1 年生の門出を温かくお祝いいただきまして、心から感謝を申し上げます。本議会に際しましては、4 月の人事異動に伴いまして新たな体制で運用してまいりますので、よろしく願いをいたします。

さて、突然の臨時会の招集につきましては、名倉保育園建設工事予算に不足が生じたことによるものであります。名倉保育園の建設工事は、昨年度、プロポーザル方式で選定した業者と実施設計委託契約を締結し、保護者を始め名倉保育園関係者の皆さんと数回の協議を重ねていく中で、建設工事費の確定作業を進めてまいり、議会審議を経て 3 月議会最終日に議決をいただきましたが、このたび工事費について予算不足が想定される結果となってまいりました。その原因は、当初予算編成時から実施設計書が町へ納品された 3 月 25 日までの間に、想定以上の人件費及び資材等の物価上昇、並びに外構工事の追加要望などに伴い、建設工事費がふくらみ、当初予算額を大きく超える見込みとなりました。本来、予算編成に取り組む基本的な事項として、社会情勢等を的確に見極める中で細部にわたる積算数値に基づき、予算を計上することは当然のことでありまして、今回このことが不備であったことで、事務執行者として大いに反省するところであり、こうした事態を招いたことに深く陳謝を申し上げます。申し訳ありませんでした。今後は、当初計画に基づき、来年 4 月の新園舎開園を目指すためには、早期に予算を確保の上、速やかに工事を発注し、年度内に完成させる必要がありますので、当初予算が成立した直後において、再び補正をお願いすることは、大変心苦しく恐縮するところではありますが、このような事情をお含みいただき、平成 27 年度補正予算について御審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお本臨時会は、名倉保育園建設工事に係る補正予算と税条例の一部改

正及び固定資産評価委員の選任に係る2件の専決処分の承認について上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、臨時会の審議に先立ちまして、あいさつとさせていただきます。

議長 これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番金田敏行君及び2番金田文子君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成26年度2月分の結果報告が出ております。事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を認める。平成27年4月6日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと、専決処分の処分書が添付してございます。平成27年4月1日に職員の定期人事異動に伴いまして、財政課長が代わりましたので、今まで財政課長が設楽町固定資産評価員として務めてまいりましたので、選任するという内容でございます。氏名につきましては大須賀宏明、任期につきましては平成27年4月1日からという専決処分をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は、承認されました。

議長 日程第5、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第2号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。平成27年4月6日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと、専決処分書を添付させていただいております。地方税法が改正されまして、平成27年4月1日から施行されるため、設楽町の税条例の一部を改正する条例を改正いたしまして、その条文に対応していく措置をとっていきたいという内容でございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。

財政課長 それでは私のほうから概要について説明させていただきます。まず説明の前に、字句の訂正の方をお願いしたいので、本文8ページの方をお開きください。本文8ページ中ほどの段落、法附則第30条第1項に規定する3輪以上と書いてありますが、その下の第60条第1項の項の字を学校の校と間違えておりますので、ここを通常の特項の方の方に訂正願います。それから添付資料として1番最後に付けました一部改正の概要という両面刷り4ページの資料の1ページ目、下から3段目の表、第50条のところで、「法人にお」となっていますが、「にお」を消していただいて、「の」に訂正願います。すみません、あと最後、次のページの1番あたまですが、2ページの1番最初の行ですが、3段目「法附則第13条の4」とありますが、「の4から最後22条」まで削除願います。ですので、ここは、「法附則第13条」で終わりです。番号法施行の日施行ということになりますので、訂正をよろしく願います。

では、これから説明なのですが、本日お手元にお配りしました1枚の両面刷りの資料と新旧対照表と本文を見ていただきながら、説明をさせていた

だきたいと思います。大まかに 8 点ほど資料として載せました。

まず 1 点目、新旧対照表 32 ページをお開きください。こちらのほうは、どういった規定かと申しますと、地方税法の施行に伴いまして、軽自動車税における二輪車に係る税率の引き上げを、27 年、1 年間に限り据え置くと。実際に税率を上げるのは 28 年の 4 月からというふうに規定するものであります。これによりまして、参考に書いてありますように、26 年度の 2 輪車等の実績であります、該当車両は 869 台、調定額が 1,600 千円。もしこれが延期されなかった場合、今年度かかる調定額は 2,495 千円ということで、1 年間に限り、895 千円町民の方の負担がなくなる。代わりに、町税のほうは、税収がこれだけ減るということになります。

2 番目。新旧対照表の 27 ページ、28 ページをお開きください。こちらの規定は、一定の環境性能を有する軽四輪自動車についてグリーン化特例を設ける措置となっております。これは 27 年 4 月 1 日以降に購入した軽自動車税に係るものでありまして、実際の課税は 28 年度からということになります。三段階のグリーン化特例を設けるもので、まず税率概ね 75% 軽減するもので、これは電気自動車等になります。三菱のアイ・ミーヴという電気自動車などが対応になりまして、四輪の乗用車の税率が通常ですと、10,800 円のところ 75% 軽減して 2,700 円ということになります。次が 50% 軽減で、これは平成 32 年燃費基準がプラス 20% 達成されるような車、ここにありますように、スズキのワゴン R のハイブリットだとか、ダイハツのミライース、おおむね燃費がリッター 30 を超えるくらいの車がだいたい該当するかと思われます。これが、10,800 円が 5,400 円となります。次、25% 軽減、これが 32 年燃費基準に該当するもので、スズキのハスラーだとかダイハツのタントが該当するものです。これは 10,800 円が 8,100 円ということに軽減されます。

次 3 番目ですが、これは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法であります。これが施行されたときから、このマイナンバーを減免だとか申請の手続きのときに使用するというものを規定するものであります。ここに第 2 条以下、附則第 13 条まで、このことについて改正規定を謳ったものであります。

次 4 番目、新旧対照表 16 ページをごらんください。こちらでは住宅ローン減税ですけれども、所得税からひききれない税額控除分をこれまで住民税のほうから控除するという措置をとっております。これを今まで 29 年までだったのを、平成 31 年まで減税の規定を延長するというものであります。対象者は、今年の確定申告のときの実績でありますけれども、所得税の住宅ローン特別控除者は 70 名いました。このうちこれに該当する方々は約 21 名

いるものと思われます。

次、2ページ目開いていただいて、5番目、ふるさと納税申告の簡素化の規定であります。新旧対照表18ページをごらんください。これは平成28年課税からになりますけれども、確定申告が不要な給与所得者とか、年金受給者が、ふるさと納税を行った場合に確定申告をしなくても、ワンストップで寄付金税額控除を受けられる特例を創設するものであります。これは寄付をされた市町村長が寄付をした人の住所地の市町村長に申告特例通知書を送付することによって、当該寄付金を支出した者の所得割から特例控除するというものであります。

次6番目、固定資産税、土地ですけれども、負担調整措置の3年延長という規定であります。土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるように、課税標準額を徐々に是正する措置をこれまで講じてきております。これを平成29年度まで延長するという規定であります。附則第11条、第11条の2、附則第12条、附則第13条がこれに該当します。

次、7番目、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減し、最後は廃止するという措置を規定するものです。新旧対照表の28ページで、まず廃止して、本文附則12ページ以降で縮減の措置を規定するものです。旧3級品たばこというのは、6品目ありまして、エコー、わかば、ゴールデンバット、しんせい、うるま、バイオレットこの6品目であります。で、税率がどういうふうになるかといいますと、下に表で書いてありますが、普通の紙巻きたばこでありますけれども、1000本につき町税でいいますと5,262円の税率であります。それに対しまして、旧3級品のたばこだと、現在2,495円となっております。これを4年間かけて、通常の紙巻きたばこの税率に改定していくという内容です。表の下にありますけれども、平成26年度旧3級品の当町の町税の実績ですが、26年3月から27年2月の実績で、234,240本、箱数でいいますと、20本入り1箱として、11,712箱が実績となっております。それに対する町税が584,428円ですが、4年経った最終的には、同本数が売れたと仮定しますと、プラス648,142円、増収になるということになります。ちなみに、旧3級品の紙巻きたばこの現在の販売価格は、大体200円から250円ですが、この税率の改定によって、たぶん価格が上がるかと思われます。通常の紙巻きたばこは、現在420円から460円で販売されておりますので、これに値段が近づくものと思われます。

最後8番目になりますけれども、その他の改正は主に関係法令の改正に伴いまして、引用条項等の改正措置を行ったものです。以上が町税条例の一

部改正、専決に対する説明とさせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

2 金田 多様な人たちにわたる改正があるのですが、どのようにその方々は告知されるのでしょうか。

財政課長 まず広報並びにホームページを通じて、通知をさせていただきたいと思います。以上です。

議長 ほかにございませんか。

9 熊谷 住宅ローン減税についてですが、これは確定申告をしないとだめですか。

財政課長 そうですね。基本は確定申告です。所得税のほうから、まず減税していきますので、そのときに、たとえば、給与所得の源泉徴収が年末調整で100千円だった方が、住宅ローン控除が150千円控除減額があったとすると、50千円引ききれないものですから、その50千円を町県民税のほうで引くという話になりますので、まずは所得税の確定申告をしていただくこととなります。以上です。

議長 ほかにございませんか。

10 田中 概要説明のですね、7番。3級品たばこの関係ですが、お金がなくなってきましたと、エコやわかばを吸うようになりますが、この値上げで、ふつうのハイライトくらいの400円台のたばこになっていくと思うのですが、貧乏人は救われんと思うのですが、どうしてくれるのでしょうか。

財政課長 はい、確かに。私もたばこを吸いますので、そのとおりでと思いますが、やはり地方税法で規定された内容ですので、上位の法令で規定されたものを町の条例でということはちょっとなんともできないと私は考えます。以上です。

10 田中 この値上げの目的は何でしょうか。

財政課長 すみません。たぶんという話になってしまいますが、旧3級品の紙巻きたばこにつきましても、たとえばゴールデンバットなど、セブンスターと比べまして、半分以下の値段なのですが、使っている材料、葉っぱは一緒だそうです。ただ、葉っぱの部分的、使用する部分が違うだけで、かなりの差が出ているようなことを、午前中調べていたときに書いてありました。それとやはり税収を上げるためには、そういったことから旧3級品のたばこ通常のとばこの税率の差を少し縮めていかなければならないといったことだと考えます。以上です。

10 田中 私のように所得の低い者が吸うたばこまで重税をかけられると、たまらんということではありますが、これは健康のために禁煙を推奨するために値上げをするのではないのでしょうか。

財政課長 そのとおりだと思います。以上です。

議長 ほかにございませんか。

4 夏目 ③にございますように、マイナンバー法が設立されて、この間、国からのチラシかなにか入っていたのを、私は記憶しているわけですが、町のほうで、27年10月からマイナンバーが配付されるわけですが、ただ町民の皆さん、あんがいこのマイナンバーについては関心がなくて、ここまで早めに進んでいるという認識は持っていないと、私は思っています。したがって、まだ半年間ございますので、町のほうとして当然これは広報したらあたりに掲載し、PRはされるだろうと思えますけども、ただ要するに、広報無線を利用したり、それからあらゆる手段で通知をして、10月からマイナンバーが配付されて、実際に交付されますよと。そしてそれが、今回、税法上では来年の1月から申請についてやれると。ということは、確定申告からもう使えるということになりますが、そういう使用の方法の通知、マイナンバー制度がスタートし、10月には配付される。そして使用はこういうところで使用できます。ただし当町のほうから、または公のほうから、マイナンバー制度教えてくださいというようなことは絶対しませんと。要するに詐欺に利用されるといけませんので、そういうようなところまで気を使ってですね、町民の方々にきめ細かくPRする必要がこれから出てきます。これは10月にポンとマイナンバーが配付されて、知らないままに、おれおれ詐欺じゃないけども、マイナンバーを教えてくれというように、だまされて、そのままあらゆる口座のほうから引き落とされるというような事例も想定されますので、そういうところについてはいったいどのように考えているのか、これは財政課長さんだけじゃなくて、町の施政としてお伺いします。

総務課長 議員言われることごもっともだと思います。御存じのように、国では、今3月下旬ですかね、広告が始まったところであります。町としましても、人それぞれに関わる問題でございますので、とおりにっぺんの広報ではなかなか理解ができないと思います。我々も理解がまだ不十分であります。そういう面がありますが、今日の文書を見ますと10月5日となっておりますが、それに十分間に合うように、それで皆さんが理解できるように、とにかくわかりやすく説明できるような資料を作って、広報誌だとなかなか限界があるかなと思いますので、また別の紙という形で、住民の方々にわかりやすい説明に努めていきたいと思っております。以上です。

4 夏目 今、御答弁いただきましたけれども、要するに、住民のほうはそういう制度がスタートするということの認識がまずないこと。そしてどういふぐあいに利用すればいいということが、まずそれが知らされてないこと。それからもう1つ他人から言われても決して教えるではないということまで

PRしてほしいという意味あい、今、質問したわけですので、たとえば区長さん方を通して、相当きめ細かにやるとか、各区の説明会を開くとか、そういうようなところまでする用意があるのか、ないのか。それをお聞きします。

総務課長 先ほど言いましたように、とにかく理解できるような、住民それぞれが理解できるような情報伝達に努めてまいります。現在のところ、具体的に、いつ、どのような形でというところまでは至っていません。今言われました地区別の説明会というところまでは、まだ考えていませんので、とにかくわかりやすい、皆さんに問題が生じないような使われ方をするように、理解していただける内容で周知に努めてまいりたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。承認第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。承認第2号は、承認されました。

議長 日程第6、議案第50号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第50号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」、平成27年度設楽町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,067,718千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成27年4月6日提出、設楽町長横山光明。めくっていただきまして、歳出のほうから説明をさせていただきます。事項別明細書の4ページでございます。先ほど町長からもお話をさせていただきました名倉保育園の建設工事につきまして、当初予算で議決をいただきました工事費からですね、詳細の積み上げをしたときに、予算の不足が生じることが判明いたしましたので、今回、25,200

千円を追加するという内容でございます。この財源につきましては、1枚前に戻っていただきますと、歳入で町債という形で過疎対策事業債を充てたいという内容で補正をするものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 それでは保育園費工事請負費の補正につきまして御説明いたします。まず当初予算の積算について御説明いたします。当初予算の積算につきましては、平成23年度建築の清嶺保育園の建築費を参考にして積算をいたしました。床面積の増加と資材費、人件費の上昇分を考慮いたしました。資材費、人件費の上昇分は6%と見積もり、その後、消費税率が5%から8%となりましたので、消費税率の上昇分3%を加えまして、積算した額を予算額としました。その額は、工事請負費で180,000千円でございます。これを定例議会でお認めいただきましたが、その後、3月25日に26年度の実施設計委託の業務が完了いたしました。その結果、予算に不足をきたすことが判明いたしましたので、補正をお願いするものでございます。不足分の内訳を申し上げます。差額の内訳は、人件費、資材費、先ほど6%と見積もりを申し上げましたが、それに対しまして15%の上昇がございました。ここでの差額が約15,000千円ほどでございます。それと当初、予算に計上しておらずに補正で追加しようと思ったものがございます。それは外構工事等に関わります時計、遊具等でございます。これは補助対象となった際に追加し、施行するという予定がございました。この分が約5,000千円でございます。それと参考といたしました清嶺保育園と建物の形が異なることによりまして、軒の長さですとか、面積、そういうものが増加するというに伴う増加分が約5,000千円ほどでございます。合わせまして、25,200千円ほどとなりますので、それを追加補正させていただくものでございます。財源につきましては、先ほど申しましたように、過疎対策事業債を全額充てるものでございます。当初も全額、過疎対策事業債として計上いたしております。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

9 熊谷 1つは、先ほど町長の挨拶の中にありましたけれども、我々が新年度予算の審議、予算委員会やっている最中に、我々、こういうこと全然通知されず、予算が通った後、こういう補正が出てくること自体が、普通では考えられないということ。

もう1つは、見積もりを設計者に出させて、お願いをしておいて、3月25日に我々が予算をやっている最中に、決裁した後、出すなんてことは、非常識ですよ。設計者も、公共事業を多くやられている設計業者が、このような、3月25日ごろに出してくるなんて、もつてのほかです。設楽町をなめているじゃないのか。本来、我々、当然、担当者も早く出してほしいとやら

れたと思うのです。こういうやり方をしてくると、設楽町はやっていけなくなる。予算は通した。そしたらまた、業者はいいように、これじゃあできません。はじめの180,000千円を出した時点で、何の見積もりだったんだということ。その後、人件費が上がった。外構がかかるとか、そういうのはもっと事前にわかることだ。私はそう思います。今後、もうこの設計者さんは、清嶺保育園、総合庁舎、それで名倉と3か所でしょう。もっと厳しく設計者に言わないとだめです。本来ならば、議会に呼んで、なぜこのようなことをやるのだということを質問したいくらいです。ですから、こういうことは、絶対あってはならない。我々が議会で認めたとしても、町民が、行政に対して不信感をもったらどうなるか。一生懸命やられていても、町民から批判もらうようなことにならないようにするためにも、業者が、3月に持ってきた180,000千円が、2千何百万も不足しますと言ってくるほうもどうかしている。そのへんについて、どう対応されているか回答をお願いしたいと思います。

町民課長 ただいまの件でございます。3月25日と申しますのは、設計委託業務の完了日でございます。その日に納品がございましたので、その時点で詳細な数値を把握いたしました。またおっしゃるように当初予算を積算する段階、1月でございますけれども、この段階で、設計業務を委託しておりますので、このような予算を組みたいと相談はしております。積算をした額を予算に計上させていただきましたが、その数値に差があったということでございます。もう少し、私どもとすれば、正確な数字が早い時点で把握できなかったかという思いがございましたけれども、今後につきましては、私どももそういうような気持ちをもっておりますので、よく指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

11 土屋 町長が長としてお詫びをされたのですから、その時点であれですが、私たち、民間の考え方でいくと、当初にこんなもんでできますよという予算があつて建物を建てる。いざ、やるようになったら、たくさんになってしまっている。これは、本来は、民間では通らない話なのですが、公共ということで。ここで、私が一番お聞きしたいのは、責任の所在は設計事務所には、全くないということなのでしょうか。

町民課長 責任の所在ですが、私ども委託しておりました業務について、成果物が契約どおりあがってきております。そのことについては、完了しておると思っております。ただ途中の経過の中で、先ほど申し上げましたように、26年度に設計するということは、27年度で工事を行うということです。役場でございますので、翌年度予算を計上し、その予算の中で工事を行ってい

くということは、先方も御承知のことだと思っております。その予算を組む時点で相談し、その数字を入れたということは、設計業者に相談をした時点である程度のことにはわかっていたかと思っておりますし、ただ、設計業者がその数字を明らかにしまして、これでできますということで入れたものでなく、あくまで相談の中で入れた話でございますので、予算を計上した町に責任はございますし、その裏で相談をした業者にも、それなりの正確な数字がほしかったかと思っております。責任と言われますと、時期的には、議会にこの予算を出した町側にあるかと思っております。

- 11 土屋 先ほど同僚の議員も言うておりましたが、この業者さん2回続けてこういうことがあるわけです。そういうことが起こり得てしまうというのはいたしかたないかと思っておりますが、前回の失敗を踏まえると、次にはきっと私は使わなくなると思うのですが、今回こういう話になって、また今度プロポーザルありますよね。そのときにまたこの業者さんが選ばれるということは、起こり得てしまうと思うのですが、そのへんについて、役場の皆さんどういうお考えなのかをお聞きしたいです。

副町長 プロポーザルにつきましては、指名競争でやる場合もありますが、一般的にプロポーザルで応募してきていただいて、その中で、適切な業者というか、そういう形を選定させていただきまして、それから審査会を開きまして、その業者を決めさせていただくということでございます。その時点で、素晴らしい案を持ってきた業者を選定していくということが大前提でございます。ただし、今、皆さん方から御指摘のあったように、清嶺保育園でもトラブルがあった。また今回も、町民課長が言いましたように、成果品の納期は3月25日でございますので、業者さんはそれを守ってその日までに成果品を出したということについては、業者さんの責任はないと考えておりますけれども、その前の段階で、うちのほうが予算を皆さん方に審議していただくための数字の把握に際して、かなりの乖離があったということにつきましては、そのへんも業者のある面、責任とは言いませんけれども、しっかりした数値を出していただきたいなと思っております。次の段階の話でございますけれども、今回の事案を含めまして、次のプロポーザルがある場合には、そういうことも踏まえて、検討をしていきたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

- 9 熊谷 今、副町長が、すばらしいプロポーザルと言われたけど、どこがすばらしかったのですか。そのへんを教えてください。それとですね、もう1つ・・・、忘れた。それについて、何が素晴らしいのか。

副町長 プロポーザルにつきましては、いろいろな比較検討をさせていただきます。で、その比較検討の中で、優れている業者を選定するというところでご

ございますので、何がということではなくて、トータルとして、その業者さんにこの業務を任したほうがいいということ、選定委員が、そこで決めたということでございます。

4 夏目 選定委員の中には、当然トップである町長さんや副町長さんも入っておられるだろうと思えますけれども、普通、だいたい業者の選定委員をやる場合には過去の実績、それから現在、過去の実績がほとんどなのですが、それによってランクづけされます。ABC。Aの中でも、また何点、何点、何点ということで、おそらく10業者か20業者あって、そこからまたチョイスしてなされるはずですので、そうしますと、過去の実績でそういうような、例えば清嶺保育園のむくれがあったり、今回の納期中での適切な計算がされてなかったとなりますと、業者の点数がどんどん落ちてくるわけですね。そういうところをちゃんと勘案しているのかどうか。そのへんをお聞きします。

副町長 過去の実績等も勘案しますし、それから意匠とかですね。お金の面、それから使いやすさ等を勘案して、総合的に点数化して判断するというところでございます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第50号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第50号は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。平成27年第1回設楽町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後2時29分